

議案第 19 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例を次のよう
に定める。

令和元年 9 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
(市川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市職員の分限に関する条例(昭和 26 年条例第 53 号)の一部を
次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 6 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項、第
2 項及び前項の規定の適用については、第 1 項中「3 年を超えない」とあ
るのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の」と、
「3 年に」とあるのは「当該任期に」と、第 2 項中「前項後段」とあるの
は「前項後段(第 6 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、
「第 6 条第 1 項後段」とあるのは「第 6 条第 1 項後段(同条第 6 項の規定
により読み替えて適用する場合を含む。)」と、前項中「3 年を超えない」
とあるのは「法第 22 条の 2 第 2 項の規定により任命権者が定める任期の」
とする。

第 10 条第 1 項第 3 号中「第 6 条第 1 項後段」及び「同条第 2 項」の次に

「(同条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

(市川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 市川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第54号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第17条に規定する基本報酬の額)」を加える。

(市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和55年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等)

第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等については、会計年度任用職員以外の職員との権衡、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改め、同項第5号中「一に」を「いずれかに」に改める。

(市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 市川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第10条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第7条 市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 市川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員（」の次に「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第24条の4に次の1号を加える。

(11) 千葉県市町村職員互助会の掛金

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第9条 市川市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による

傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

附則第15項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。